

オストケア訪問介護あつべつ

重要事項説明書

作成日：2025年3月1日

1. 事業運営主体概要

対象事業所の名称	指定(介護予防)訪問介護 オストケア訪問介護あつべつ
運営法人の名称	株式会社 オストジャングループ
運営法人の代表者名	代表取締役 村上 睦
運営法人の所在地	札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号 TEL 011-896-5533 FAX 011-896-5577
併設の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 オストケアあつべつ24 ・ 指定通所介護事業所 オストケアデイサービスあつべつ ・ サービス付き高齢者向け住宅 イオルもみじ台 ・ オストケア訪問看護あつべつ
他の介護保険関連等の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき ・ 指定認知症対応型通所介護事業所（共用型） デイサービスいきいき 《住所》札幌市白石区北郷9条3丁目3番1号 ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき栄 ・ 指定認知症対応型通所介護事業所 デイサービスセンターいきいき栄 《住所》札幌市東区北42条東5丁目3番1号（併設） ・ 指定訪問看護事業所 オストケア訪問看護とよひら オストケア訪問看護しろいし ・ 指定居宅介護支援事業所 オストケア介護相談センター ・ 指定訪問介護事業所 オストケア訪問介護とよひら オストケア訪問介護しろいし ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 オストケアとよひら24 ・ 指定通所介護事業所 オストケアデイサービスとよひら ・ サービス付き高齢者向け住宅 イオル美園 《住所》札幌市豊平区美園7条3丁目2番1号 イオル平和通 《住所》札幌市白石区平和通1丁目南2番3号

2. 事業所概要

事業所の名称	オストケア訪問介護あつべつ
事業所の目的	本事業は、要介護又は要支援の状態にある高齢者等に対し、適正な訪問介護サービスを提供し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の訪問介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ・ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ・ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 ・ 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。
事業開始年月日	2014年10月1日
保険事業者指定番号	札幌市 事業所番号 第0170510390号
事業所の所在地等	札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号 TEL 011-809-2943 FAX 011-809-6611
管理者名	高橋 朋美
受付窓口の営業日 及び営業時間	営業日：月曜日から土曜日まで (12月30日から1月3日までを除く) 営業時間：午前8時45分から午後5時45分まで
訪問介護の提供日 及び提供時間	提供日：月曜日から土曜日まで (12月30日から1月3日までを除く) サービス提供時間：午前8時00分から午後8時00分まで
通常の事業の実施地域	札幌市《厚別区・清田区・白石区》
緊急時の対応方法	主治医に連絡するなどの適切な措置を講じる。
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険 株式会社

3. 職員体制

従業者の職種	員 数	常 勤		非常勤		保有資格
		専 従	兼務 (兼務する職種)	専 従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (訪問介護員、 定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護管理者)			介護支援専門員、介護福祉士

サービス提供責任者	2		2（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成責任者、訪問介護員）		介護福祉士
訪問介護員	18以上		1（管理者、訪問介護員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護管理者） 2（サービス提供責任者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護スタッフ）	15以上 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護スタッフ・住宅職員兼務）	介護支援専門員、介護福祉士 介護職員実務者、初任者研修講座、ヘルパー2級

4. 職務内容

管理者	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らもサービスの提供にあたる。
サービス提供責任者	事業所の利用申し込みに係わる調整、利用者の心身の状況及びサービスに関する意向の把握、訪問介護員等の業務の実施状況の把握及び技術指導、訪問介護計画の作成を行う。また、自らもサービスの提供にあたる。
訪問介護員	利用者の心身の状況やその置かれた環境を的確に把握し、必要な身体介助や生活援助、その他必要な業務の提供に当たる

5. 勤務体制

管理者	（常 勤） 午前 8 時 45 分 から午後 5 時 45 分まで
サービス提供責任者	（常 勤） 午前 8 時 45 分 から午後 5 時 45 分まで
介護職員	（常 勤） 午前 8 時 00 分 から午後 8 時 00 分まで（シフト制）

6. サービス及び利用料等

(1) 保険給付サービス及び利用料

（保険給付サービスについては法定代理受領サービスとして提供され、重要事項説明書別表のとおり定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となる。）

身体介護	清潔援助、排泄援助、食事介助、移動援助、その他
生活援助	環境整備、調理、洗濯、掃除、その他

※利用料については重要事項説明書別表を参照ください。

(2) 保険給付外サービス利用料

保険給付外サービス	交通費	通常の実施地域を越えてサービス提供を行った場合、1km 毎に 20 円の実費をご負担いただきます。
	キャンセル料	<p>利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。</p> <p>① ご利用日の前日午後5時までのご連絡：無料</p> <p>② ご利用日の前日午後5時以降～ご利用時間前までのご連絡：利用者負担金の50%</p> <p>③ 訪問時に急にキャンセル又は訪問時不在：利用者負担金の全額</p> <p>なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。</p>
	利用者の居宅において、訪問介護提供に関わる諸費用	水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。利用者の依頼による外出・買い物代行に関わる交通費については、その都度お支払いください。

7. 利用料のお支払いについて

※利用料のお支払いについては、預金口座振替自動振替制度(自動引落)にてお願い致します。	
<p>1. 制度の概要</p> <p>(ア) 自動振替委託先名 北洋システム開発株式会社</p> <p>(イ) 引落方法 「預金口座振替依頼書」にてご指定の金融機関・郵便局の貴方様の口座から自動的に振替します。</p> <p>(ウ) 振替指定日 毎月27日（振替日が休日の場合は翌営業日）</p> <p>(エ) ご指定できる金融機関</p> <p> A. 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道労働金庫 道内の各信用金庫、道内の各信用組合、北海道信連及び道内農業協同組合、ゆうちょ銀行、全国の郵便局</p> <p> ※一部ご利用できない農業協同組合があります。</p> <p> B. 道外の都市銀行・地方銀行・信託銀行、 新生銀行・あおぞら銀行・商工中金・シティ銀行 道外の労働金庫・信用金庫・信用組合 道外の農業協同組合、全国の漁業協同組合</p> <p> ※一部ご利用できない農業協同組合、漁業協同組合、信用組合があります。</p> <p>(オ) お引落分の通帳摘要欄には、HS・オストジャパングループと表示されますのでご了解ください。</p>	
利用開始時のお支払い	<p>御利用開始当月・翌月の利用料等は、預金口座自動振替制度(自動引落)が利用可能になるまでの間、振込にてお支払いをお願い致します。</p> <p>利用料等振込口座</p> <p>銀行名 : 北洋銀行</p> <p>支店名 : 札幌駅南口支店</p> <p>口座番号 : 普通預金 4452114</p> <p>口座名 : 株式会社オストジャパングループ</p>

8. 苦情相談機関等

苦情相談窓口	管理者 高橋 朋美 サービス提供責任者 古川みどり 本庄菜々華 TEL 011-809-2943 FAX 011-809-6611
苦情処理の体制・流れ	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。 2 問題点を把握し、管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等で解決策を検討・調整する。(必要に応じて検討会議を行う) 3 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者及び家族等に説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行う。 4 苦情の内容等に関する記録を行う。 5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努める。
苦情申立て機関	<p>○札幌市役所保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 TEL 011-211-2972</p> <p>○北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5175</p> <p>○その他、各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。</p>

9. 事故発生時の対応

事故発生時の処理	サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

10. その他の重要事項

秘密保持	緊急受診、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ます。
衛生管理及び感染症予防等	・従業者は訪問の際、安全にサービスを提供するため、清潔の保持及び健康管理を行い、感染症予防対策として事業所の備品等を使用し衛生管理を行う。
合鍵の管理及び紛失時の対処方法	合鍵の管理場所・管理については、「鍵預り書」を交わし、鍵は事業所内の施錠できる場所に保管し、使用後は必ず保管場所へ返却するなど、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。万が一鍵の紛失が発生した場合は、直ちに管理者へ報告し、利用者又はその家族と協議の上、必要に応じて当事業所負担により鍵の交換設置を行います。
介護記録等の開示	・利用者及びその家族は、当該利用者のサービス提供時の様子及び体調等に関する記録を、事業者の営業時間内にその事業所内で閲覧することがで

	きます。また希望された場合には、その写しの交付を受けることができます。
身体的拘束等の適正化	<p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を原則禁止とする。 ・身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。 ・緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明する。 ・身体的拘束等の適正化の為に委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。 ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
高齢者虐待防止のための措置	<p>虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。 ・虐待の防止のための指針を整備する。 ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。 ・利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備を行う。 ・事業所は、サービス提供中に、従業者または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報する。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
業務継続計画の策定	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。 ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。
ハラスメント対策	<p>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われるサービス提供上必要かつ相当な範囲を超えるハラスメント行為により従業者の就業環境が害されること及びすべての利用者様の生活環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方の研修を実施する。 ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等を開催し、同事案が発生しないための策を検討する。 <p>【ハラスメント行為の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的な話をする、必要もなく手や体を触る等の性的いやがらせ行為 ・侮辱的発言や人格否定、威圧的な態度、威嚇・脅迫等の精神的暴力行為 ・叩く、つねる、払いのける、物を投げつける等の身体的暴力行為 ・業務範囲を逸脱した過剰な要求、その他著しく常識を逸脱する行為等 <p>※ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった方の心身に悪影響を与えます。上記の様な行為があった場合、状況により介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。</p>

年 月 日

(事業者) 所在地 : 札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号
名称 : 株式会社オストジャパングループ
代表取締役 村上 睦 (印)

(説明者) 所在地 : 札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号
名称 : オストケア訪問介護あつべつ (印)

私および利用者家族または身元引受人は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者) 住所 :
氏名 : (印)
(代筆)

(利用者家族) 住所 :
氏名 : (印)
(続柄)

(身元引受人) 住所 :
氏名 : (印)
(利用者との関係)

重要事項説明書（別表 1）

オストケア訪問介護あつべつ

R6.6.1 改訂

①基本利用料

- ・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割・2割または3割で、下記の通りです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※端数処理のため、実際の支払合計額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。

<訪問介護の場合（要介護1～5の方）>

	項目	内容	1回の料金 介護保険利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
基本料金	身体介護	① 20分未満	167円	333円	500円
		② 20分以上30分未満	250円	499円	748円
		③ 30分以上1時間未満	396円	791円	1,186円
		④ 1時間以上	579円	1,158円	1,737円
		⑤ ④以降30分増すごとに	84円追加	168円追加	252円追加
	生活援助	20分以上45分未満	183円	366円	549円
		45分以上	225円	450円	674円
	身体介護＋生活援助	身体介護②③④の後に、生活援助を行った場合、20分以上25分増すごとに（最大75分）	67円追加	133円追加	199円追加
加算料金	初回加算	新規に訪問介護計画を作成し、初回訪問にサービス提供責任者が同行した場合	205円	409円	613円
	緊急時訪問	本人・ご家族の要請に基づき、介護支援専門員が必要と認めた場合の緊急なサービス	102円/回	205円/回	307円/回
	夜間・早朝・深夜・加算	早朝（6:00～8:00） 夜間（18:00～22:00） 深夜（22:00～6:00）		基本料金の 25%増し 基本料金の 25%増し 基本料金の 50%増し	

	2名での訪問	訪問介護員を1回の訪問につき2名利用した場合	通常料金の2倍
	特定事業所 加算Ⅱ	<p>以下に挙げる要件を満たしている場合</p> <p>※体制要件…訪問介護員に対する個別研修計画、定期的な会議開催、サービス提供責任者との連絡・報告、健康診断の実施、緊急時対応方法の明示</p> <p>※人材要件…訪問介護員の総数の内、介護福祉士が30%以上、または介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員が50%以上である</p>	1ヶ月分利用料に10%加算

<札幌市介護予防・日常生活支援事業の場合（事業対象者及び要支援1・2の方）>8:00~18:00

	対象者	利用頻度・時間		介護保険利用者負担 月額料金		
				(1割)	(2割)	(3割)
基本 料金	事業対象者 要支援1 要支援2	① 週1回程度・月額		1,201円	2,402円	3,602円
		② 週2回程度・月額		2,399円	4,797円	7,195円
	要支援2	③ 週2回を超える程度		3,806円	7,611円	11,416円
	事業対象者 要支援1 要支援2	標準的な内容の 指定相当訪問型 サービス	45分未満	210円	419円	628円
			45分以上60分 未満	283円	566円	849円
			60分以上	293円	586円	879円
		生活援助中心	20分以上45分 未満	183円	366円	549円
			上限②/月（要支援2は上限③/月）			
			45分以上	225円	450円	674円
	上限②/月（要支援2は上限③/月）					
加算	初回加算	初回訪問月内にサービス提供責任者がサービス提供又は同行を行った場合 /1回		205円	409円	613円

②加算

加算の種類	内 容	単位数
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員等の処遇改善充当分として、1ヶ月の利用合計単位数に24,5%を上乗せして、1ヶ月の利用料金を算出する。	

③減算

減算の種類	内 容	単位数
同一建物減算	イオル美園にお住まいの方	通常料金の90%

※介護保険料は、①・②・③の該当箇所の合計を1日分とし、毎月1日～末日までを1ヵ月分としてまとめて、下記の計算方法により算出し、その1割又は2割分を自己負担分として翌月にご請求させていただきます（法定代理受領サービス）。

介護保険料(10割)の計算方法

【(利用単位数の合計)×1.245(介護職員等処遇改善加算分)処遇改善加算分)×10.21(1 単位当たりの単価)

※表記の金額は概算金額です。